○経済産業省告示第百八十三号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十五年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの期間のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）附属書Aのグループ一、議定書附属書Aのグループ二、議定書附属書Bのグループ一、議定書附属書Bのグループ二、議定書附属書Cのグループ一、議定書附属書Cのグループ二、議定書附属書Eのグループ一に属する物質の生産量及び消費量（議定書に規定する生産量及び消費量の算定値をいう。以下同じ。）並びに輸入量及び輸出量の議定書第一条7に規定する算定値（オゾン破壊係数を乗じた数値）の実績を告示する。

平成二十六年九月三日

経済産業大臣　茂木　敏充

1　議定書附属書Aのグループ一に属する物質

一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

2　議定書附属書Aのグループ二に属する物質

一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

3　議定書附属書Bのグループ一に属する物質

一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

4　議定書附属書Bのグループ二に属する物質

一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

5　議定書附属書Bのグループ三に属する物質

一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

6　議定書附属書Cのグループ一に属する物質

一　生産量　二百九十四トン
二　消費量　三百三十五トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　六十四トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　二十三トン

7　議定書附属書Cのグループ二に属する物質

一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

8　議定書附属書Cのグループ三に属する物質

一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

9　議定書附属書Eのグループ一に属する物質

一　生産量　一トン
二　消費量　一トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

○経済産業省環境省告示第九号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号）第二十四条第一項の規定による届出があったので、同令第三十五条第二号の規定に基づき公示する。

平成二十六年九月三日

経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

㈠　登録講習機関の名称　一般社団法人産業環境管理協会
㈡　変更前の講習の業務を行う事務所の名称及び所在地　一般社団法人産業環境管理協会関西分室　大阪府大阪市中央区天満橋京町二番六号
㈢　変更後の講習の業務を行う事務所の名称及び所在地　一般社団法人産業環境管理協会関西分室　大阪府大阪市西区立売堀一丁目二番十二号
㈣　変更年月日　平成二十六年八月四日

○国土交通省告示第八百八十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月三日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
常磐自動車道	宮城県亘理郡山元町大平字上平七六番一から同県亘理郡山元町大平字二反田二三番二まで	平成二十六年九月四日六時

○国土交通省告示第八百八十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
新潟造船株式会社　新潟工場	新潟県新潟市中央区入船町四丁目3776番地	鋼製船体	平成26年9月1日から平成31年8月31日まで

○国土交通省告示第八百八十三号

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月八日付けをもって次の改造修理事業場の認定が、その効力を失ったので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	失効の理由
ABB Turbo Systems Ltd.	CH—5401 Baden, Switzerland	排気タービン過給機	改造修理事業場の認定を辞退した。